

伊豆市文化協会規約

(名 称)

第1条 この会は伊豆市文化協会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、伊豆市教育委員会に置く。

(目 的)

第3条 この会は、地域文化の振興と向上に寄与し、文化あふれる街づくりを推進する事を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 文化活動の振興を図り、事業を後援すること。
- (2) 会員相互の連絡及び協調を図ること。
- (3) 文化団体の育成並びに顕彰に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(構 成)

第5条 この会は、この会の目的に賛同する市内に在住する者および市内で活動している者（会員）をもって構成し、次の部門をおく。

- (1) 音楽部 声楽・器楽・歌謡、及びこれらに類するもの。
- (2) 芸能部 演劇・舞踊・民謡・詩吟・郷土芸能・太鼓、及びこれらに類するもの。
- (3) 美術工芸部 絵画・写真・動画・彫塑・陶芸・手芸・工芸、及びこれらに類するもの。
- (4) 文芸部 短歌・俳句・川柳・詩・書道、及びこれらに類するもの。
- (5) 伝統文化部 言語・茶道・華道・囲碁・将棋・民話・史学・研究、及びこれらに類するもの。

2. 会員の資格は個人又は団体とする。

(入会及び脱会)

第6条 この会への入会、脱会は、所定の届出により、常任理事会の承認を必要とする。

(2) この会の品位を著しく落とし、趣旨、目的、会則に従わないときは、常任理事会の議決を経て、退会を会長名で勧告する場合がある。

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	2名
常任理事	10名
理 事	各団体代表
会 計	2名
監 事	2名
書 記	若干名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、幹事、会計、監事、書記は常任理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(2) 常任理事は理事会で互選する。

(3) 理事は、加入団体が選出する。

(4) 団体は毎年1月末までに、理事選任届けを事務局に届け出なければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(3) 幹事は、会長、副会長を補佐する。

(4) 常任理事は各部門を統括する。

(5) 常任理事、会計、書記は、副会長、幹事とともに委員会を構成し、会務を執行する。

(6) 理事は総会、理事会にて上程された案件を議決、承認する。

(7) 監事は会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 この会は必要により顧問及び相談役をおくことができる。

(会議)

第12条 この会議は、理事会、常任理事会、委員会とし、理事会、常任理事会は会長が召集し、委員会は委員長が召集する。

2. 理事会は年2回開催し(ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。)、役員人事、規約の変更、予算及び決算、事業方針及び会務報告、その他の重要事項を審議、承認する。年度当初の理事会を総会とする。

3. 常任理事会は年4回開催する。理事会に上程する案件を企画立案し、理事会の承認を要しない緊急事項を決定し理事会に報告する。

4. 理事会、常任理事会の議長は会長が務め、委員会は委員長が務める。

5. 委員会については別途、委員会規約に定める。

(会計)

第13条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。会費は、総会の議決を経て会長が別に定める。

2. この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第14条 本規約の変更は、理事会において出席者の2分の1以上の同意を得て行なう。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、会長が理事会に諮って決める。

附 則 この規約は、平成16年5月29日から施行する。

この規約は、平成18年4月29日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月11日から施行する。